

○草加市墓地等の経営の許可等に関する条例

平成15年3月26日

条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に係る基準及び手続並びに墓地等の設置等に係る基準その他必要な事項を定めることにより、周辺の生活環境と調和のとれたまちづくりに資することを目的とする。

(平17条例47・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(墓地等の構想説明等)

第2条の2 法第10条第1項又は第2項の規定による許可の申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、あらかじめ草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例（平成17年条例第8号）第20条から第22条まで及び第24条の手続を行わなければならない。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する都市計画事業又は国若しくは地方公共団体の行う道路若しくは河川事業に伴う墓地等の区域の縮小に係る変更又は墓地等の区域の移転（拡張する場合は除く。）の場合で、かつ、変更後も第10条及び第11条の規定を満たすものについては、この限りでない。

2 申請予定者は、草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例第22条第3項の規定により提出された意見について、一定の配慮をするよう努めなければならない。

3 申請予定者は、前項の規定による配慮に努めた後でなければ、次条の協議を行うことができない。

(平17条例9・追加、平19条例26・一部改正)

(事前協議等)

第3条 前条の手続及び配慮を行った申請予定者は、墓地等の計画について事前に市長と協議しなければならない。

2 申請予定者は、前項の協議に際して墓地等の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、第13条第2項に規定する工事完了検査済証の交付を受ける日まで墓地等

の計画地の見やすい場所に標識を設置するとともに、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による協議があった場合は、申請予定者に対し、必要な助言及び指導をすることができる。

(平17条例9・一部改正)

(説明会等の実施)

第4条 法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可又は同条第2項の規定による墓地等の変更許可(以下「経営許可等」という。)の申請をしようとする者(以下「経営予定者」という。)は、規則で定めるところにより、関係住民等(規則で定める者をいう。以下同じ。)に対し、墓地等の計画について説明会等により説明を行わなければならない。ただし、都市計画法に規定する都市計画事業又は国若しくは地方公共団体の行う道路若しくは河川事業に伴う墓地等の区域の縮小に係る変更の場合で、かつ、変更後も第10条及び第11条の規定を満たすものについては、この限りでない。

2 経営予定者は、前項の規定により説明会等により説明を行ったときは、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

(平17条例9・平19条例26・一部改正)

(関係住民等の意見)

第5条 関係住民等は、規則で定める日までに経営予定者に対し、墓地等の計画について意見の申出をすることができる。

2 経営予定者は、前項の規定により意見の申出があった場合は、当該申出をした者と協議し、速やかにその協議の内容を市長に報告しなければならない。

(経営許可の申請)

第6条 法第10条第1項の墓地等の経営の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 墓地等の名称
- (3) 墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- (4) 墓地の区画数(納骨堂にあっては檀数及び収蔵数、火葬場にあっては炉数)
- (5) 墓地等の経営計画
- (6) 工事完了予定年月日

(変更許可の申請)

第7条 法第10条第2項の墓地等の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 墓地等の名称
- (3) 変更に係る墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- (4) 変更の内容
- (5) 変更の理由
- (6) 変更に係る工事完了予定年月日

(廃止許可の申請)

第8条 法第10条第2項の墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 墓地等の名称
- (3) 廃止に係る墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- (4) 廃止の理由
- (5) 廃止予定年月日

(経営者等の基準)

第9条 墓地等を経営し、又は変更しようとする者は、次に掲げるものでなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 地方公共団体
- (2) 自己の所有地（当該土地に関する所有権以外の権利が存しないものに限る。次号において同じ。）に設置する墓地等を永続的に経営しようとすることを目的として、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第2号に規定する公益財団法人で、市内にその事務所を有し、かつ、その事務所が経営し、又は変更しようとする墓地等の所在地から2キロメートル以内のもの
- (3) 自己の所有地に設置する墓地等を永続的に経営しようとする宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人で、同法の規定により登記された事務所を1年以上市内に有し、かつ、その事務所が経営し、又は変更しようとする

る墓地等の所在地から２キロメートル以内のもの

2 前項第２号及び第３号に該当する者にあつては、墓地等の経営に十分な財産その他経済的基礎を有していなければならない。

3 市長は、経営許可等に当たり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、監査法人による財務監査を受けることその他必要な条件を付すことができるものとする。

(平 1 7 条例 9 ・ 平 1 7 条例 4 7 ・ 平 2 0 条例 2 5 ・ 一部改正)

(設置場所の基準)

第 1 0 条 墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 河川又は湖沼からおおむね 2 0 メートル以上離れていること。

(2) 公園、学校、保育所、病院その他の公共施設及び住宅からおおむね 1 0 0 メートル以上離れていること。

(3) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。

(4) 敷地は、別表第 1 に定める幅員の道路（袋路状のものを除く。）に接していること（新設の場合に限る。）。

(5) 都市計画法第 1 1 条第 2 項に規定する都市施設（同条第 1 項第 2 号に規定する墓園は除く。）の区域でないこと。

(6) 都市計画法第 1 2 条第 2 項に規定する市街地開発事業を施行している区域でないこと。

(7) 都市計画法第 1 2 条の 4 第 2 項に規定する地区計画等の区域でないこと。

(8) 前 3 号に掲げる区域のほか、墓地の設置により将来のまちづくりに支障がある区域として規則で定める区域でないこと。

(平 1 7 条例 4 7 ・ 平 1 9 条例 2 6 ・ 一部改正)

(施設の基準)

第 1 1 条 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、墓地等を引き継いで経営しようとする場合であつて、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。

(1) 墓地

ア 敷地内に別表第 2 に定める緑地等を設けること。

イ 各墳墓に接続するコンクリート、石等で舗装された幅員1メートル以上の通路を設けること。

ウ 雨水等が停滞しないように排水設備を設けること。

エ 便所、給水設備、ごみ処理のための施設、管理事務所及び別表第2に定める駐車場を設けること。ただし、これらの施設の全部又は一部について、当該墓地を經營しようとする者が、当該墓地の近隣の場所に墓地の利用者が使用できる施設を有する場合において、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、当該施設に関しては、この限りでない。

(2) 納骨堂

ア 敷地内に別表第2に定める緑地等を設けること。

イ 耐火構造であること。

ウ 床は、コンクリート、石等の堅固な材質を用いること。

エ 内部の設備は、不燃材料を用いること。

オ 除湿装置を設けること。

カ 出入口及び納骨装置は、施錠できる構造であること。ただし、納骨装置の存する場所への立入りが納骨堂の管理者に限られる場合の納骨装置については、この限りでない。

キ 便所、給水設備、ごみ処理のための施設及び別表第2に定める駐車場を設けること。

(3) 火葬場

ア 境界には、障壁及び門扉を設けること。

イ 火葬炉には、防じん、防臭等の装置を設けること。

ウ 灰庫を設けること。

エ 便所、待合室、管理事務所及び駐車場を設けること。

(平17条例9・平17条例47・一部改正)

(許可等の通知)

第12条 市長は、法第10条第1項又は第2項の規定による許可をしたとき、又は許可をしないこととしたときは、申請者に通知しなければならない。

(工事完了届出等)

第13条 墓地等の經營の許可又は墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変

更の許可を受けた者は、当該許可に係る墓地等の工事が完了した場合は、速やかにその旨を市長に届け出て、その検査を受けるとともに、工事完了検査済証の交付を受けなければならない。

2 市長は、前項の届出を受けた場合は、速やかに検査を行い、工事完了検査済証を交付するものとする。

3 墓地等の経営者は、前項の工事完了検査済証の交付を受けた後でなければ、当該墓地等を使用してはならない。

(平17条例9・一部改正)

(みなし許可に係る届出)

第14条 法第11条第1項又は第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされる場合は、当該墓地又は火葬場の経営者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(名称等の変更の届出)

第15条 墓地等の経営者は、墓地等の名称その他規則で定める事項の変更があった場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(墓地等の附帯施設等の変更許可申請等)

第15条の2 墓地等の経営者は、法第10条第2項の規定による変更の許可を受ける必要がある場合を除き、当該墓地等に設置した緑地等その他規則で定めるものを変更しようとするときは、市長に申請し、その許可（以下「附帯施設等変更許可」という。）を受けなければならない。

2 市長は、附帯施設等変更許可のうち敷地の拡張を伴う場合は、その許可の申請をしようとする者（以下「附帯施設等変更申請者」という。）に対し、その変更計画について関係住民等に説明を行うことを求めることができる。

3 附帯施設等変更申請者は、前項の規定により説明を行ったときは、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

4 市長は、附帯施設等変更許可をしたとき、又は当該許可をしないこととしたときは、附帯施設等変更申請者に通知しなければならない。

(平17条例47・追加)

(経営者の遵守事項)

第16条 墓地等の経営者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 経営者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに墓地等の名称、許可年月日及び許可番号を掲示すること。ただし、2,000平方メートル未満の墓地については、この限りでない。

(2) 墓地等を常に清潔に保ち、施設等が破損した場合は、速やかに修理すること。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に埼玉県知事がした処分その他の行為又は埼玉県知事に対してされた申請その他の行為で、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成14年埼玉県条例第73号）附則第2項の規定により、市長のした処分その他の行為若しくは市長に対してされた申請その他の行為とみなされるもの又は第3条第1項に相当する手続を埼玉県知事と行っているものに係る許可の基準その他の手続については、墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成11年埼玉県条例第65号）の例による。

附 則（平成17年条例第9号）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。ただし、第2条の次に1条を加える改正規定及び第3条の改正規定は、草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例（平成17年条例第8号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成17年10月1日)

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、改正前の第3条第1項の協議を市長と行っているものに係る許可の基準その他の手続については、なお従前の例による。

附 則（平成17年条例第47号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、改正前の草加市墓地等の経営の許可等に関する条例第3条第1項の協議を市長と行っているものに係る許可の基準その他の手続については、なお従前の例による。

附 則（平成19年条例第26号）抄
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第25号）
（施行期日）

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 第4条の規定による改正後の草加市墓地等の経営の許可等に関する条例第9条第1項第2号の公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例財団法人を含むものとする。

別表第1（第10条関係）

（平17条例47・追加）

墓地を設置する区域	道路幅員の基準
市街化区域	(1) 敷地の面積が0.3ヘクタール未満である場合は、4メートル以上とする。 (2) 敷地の面積が0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満である場合は、6メートル以上とする。 (3) 敷地の面積が1ヘクタール以上である場合は、9メートル以上とする。
市街化調整区域	(1) 敷地の面積が1ヘクタール未満である場合は、6メートル以上とする。 (2) 敷地の面積が1ヘクタール以上である場合は、9メートル以上とする。

別表第2（第11条関係）

（平17条例9・追加、平17条例47・旧別表・一部改正）

区分	施設の基準
墓地	<p data-bbox="288 253 379 286">緑地等</p> <p data-bbox="288 315 1414 412">1 敷地境界の内側に接して、次に掲げる幅の緑地帯及び墳墓が見えないような障壁又は密植した垣根等を設けること。</p> <p data-bbox="331 441 1414 600">(1) 新設又は区域の拡張に係る敷地の面積が1,000平方メートル未満である場合は、1.5メートル以上とする。ただし、隣接地に居住の用に供する建物がある場合は、当該隣接する場所においては2メートル以上とする。</p> <p data-bbox="331 629 1414 725">(2) 新設又は区域の拡張に係る敷地の面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満である場合は、2メートル以上とする。</p> <p data-bbox="331 754 1414 851">(3) 新設又は区域の拡張に係る敷地の面積が2,000平方メートル以上3,000平方メートル未満である場合は、3メートル以上とする。</p> <p data-bbox="331 880 1414 976">(4) 新設又は区域の拡張に係る敷地の面積が3,000平方メートル以上である場合は、5メートル以上とする。</p> <p data-bbox="288 1005 1414 1102">2 新設又は区域の拡張に係る敷地に対する緑地（前項各号に規定する緑地帯を含む。）の面積の割合が20パーセント以上であること。</p> <p data-bbox="288 1131 379 1164">駐車場</p> <p data-bbox="320 1193 1414 1352">墳墓の区画数の5パーセント以上の台数の自動車駐車場を敷地内に設けること。この場合において、車いす使用者用として、墓地を利用しやすい位置に全台数の2パーセント以上を確保すること。</p>
納骨堂	<p data-bbox="288 1377 379 1411">緑地等</p> <p data-bbox="320 1440 1414 1599">敷地境界の内側に接して、幅3メートル以上の緑地帯を設け、さらにその内側に容易に立ち入れない一定の高さを有した障壁又は密植した垣根等を設けること。</p> <p data-bbox="288 1628 379 1662">駐車場</p> <p data-bbox="320 1691 1414 1850">納骨堂の収蔵数の3パーセント以上の台数の自動車駐車場を敷地内に設けること。この場合において、車いす使用者用として、納骨堂を利用しやすい位置に全台数の2パーセント以上を確保すること。</p>